使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則（平成十四年経済産業省環境省令第七号）の一部を次のように改正する。

第三十条第一号ロ中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号二中「以下この条及び第三十三条第一項第二号において同じ。」を「以下同じ。」に改め、同号ト中「法定代理人」の下に「（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）」を加える。

第三十三条第一項第五号中「書類」の下に「（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称及び住所、その代表者の氏名並びにその役員の氏名及び住所を記載した書類）」を加える。

第四十六条第三号中「写し」の下に「（法定代理人が法人である場合にあっては、その登記事項証明書。第四十八条第三号、第五十条第一項第三号及び第五十三条第三号において同じ。）」を加える。

第五十五条第一項第十号中「未成年者」を「未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人」に改め、同号の次に次の一号を加える。

十一　解体業許可申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合においては、次に掲げる書類

イ　定款又は寄附行為及び登記事項証明書

ロ　役員の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

第五十八条中第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、同条第六号中「かつ」の下に「、その法定代理人が個人である場合において」を加え、同号の次に次の二号を加える。

七　解体業者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合において、法第六十一条第一項第四号に掲げる事項のうち、名称及び住所並びにその代表者の氏名のいずれかに変更があったとき　定款又は寄附行為及び登記事項証明書

八　解体業者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合において、法第六十一条第一項第四号に掲げる事項のうち、役員に関する事項に変更があったとき　当該変更に係る者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書並びに登記事項証明書

第六十条第一項第十号中「未成年者」を「未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人」に改め、同号の次に次の一号を加える。

十一　破砕業許可申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合においては、次に掲げる書類

イ　定款又は寄附行為及び登記事項証明書

ロ　役員の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

第六十三条第二項第十号中「未成年者」を「未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人」に改め、同号の次に次の一号を加える。

十一　変更申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合においては、次に掲げる書類

イ　定款又は寄附行為及び登記事項証明書

ロ　役員の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

第六十四条中第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、第六号中「かつ」の下に「、その法定代理人が個人である場合において」を加え、同号の次に次の二号を加える。

七　破砕業者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合において、法第六十八条第一項第四号に掲げる事項のうち、名称及び住所並びにその代表者の氏名のいずれかに変更があったとき　定款又は寄附行為及び登記事項証明書

八　破砕業者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合において、法第六十八条第一項第五号に掲げる事項のうち、役員に関する事項に変更があったとき　当該変更に係る者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書並びに登記事項証明書

様式第一を次のように改める。

様式第一（第四十六条関係）

引取業者登録の更新（録）申請書

※登録番号	
※登録年月日	

年　月　日

都道府県知事（市長）　殿

（郵便番号）
住　所
氏　名　印
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第43条第1項の規定により、必要な書類を添えて引取業者の登録（登録の更新）を申請します。

役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。法人である場合に記入すること。）	（ふりがな） 氏　名	役職名

法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）

（ふりがな） 氏　名	
住　所	（郵便番号）

電話番号

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

名　称	
（ふりがな） 代表者の氏名	
住　所	（郵便番号）

電話番号